一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会
コンベンション開催支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇都宮市において開催される学会、大会・会議、企業ミーティング、展示会・見本市（以下「コンベンション」という。）の誘致を促進し、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図ることを目的として交付するコンベンション開催支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　学会　学者等によって構成される学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための会議、集会、セミナーその他これに準ずるものをいう。

⑵　大会・会議　団体、組合等の構成員、専門家等が特定の課題に対して意見の発表及び討論又は主張の公表等を行う集会、総会その他これに準ずるものをいう。

⑶　企業ミーティング　企業がその企業やグループ企業の社員等を対象として行う各種会議、研修会、セミナー、式典等の集会その他これに準ずるものをいう。

⑷　展示会・見本市　同一又は関連する産業分野の業界団体が行う顧客開拓を目的とした製品展示会、企業間の商取引を目的とした産業見本市その他これに準ずるものをいう。

⑸　エクスカーション　コンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ当該コンベンションの参加者に対して周知されたコンベンションの前後又は開催期間中に行われる観光、視察等をいう。

⑹　ケータリング　コンベンション開催に伴い実施される懇親会等において、施設外で調理され、持ち込まれた食事の配膳及び提供を行うサービスをいう。

⑺　アトラクション　コンベンション開催に伴うレセプション・懇親会会場において実施され、本市等の文化、芸術、産業等の地域資源の発信及び魅力の向上に資する催し物（イベント）をいう。

⑻　託児サービス　コンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ当該コンベンションの参加者に対して周知されたコンベンション開催期間中に行われる臨時託児

所の設置又は一時預かり保育の実施をいう。

（補助金の種類）

第３条　補助金の種類は、次のとおりとする。

⑴　コンベンション開催支援補助金

⑵　シャトルバス等運行補助金

⑶　エクスカーション補助金

⑷　ケータリング支援補助金

⑸　新型コロナウイルス感染防止対策補助金

⑹　アトラクション利用補助金

⑺　託児サービス利用補助金

（補助対象コンベンション）

第４条　前条第１号の補助金の交付の対象となるコンベンション（以下「補助対象事業」という。）は、第１号から第３号までのいずれにも該当し、かつ、第４号又は第５号のいずれかに該当するものとする。

⑴　主たる会場が宇都宮市内であること。

⑵　参加者の相当数が宇都宮市内に宿泊するものであること。

⑶　会期が連続して２日以上の会議等を開催すること。

⑷　国外及び県外からの参加者数が５０人以上のコンベンション（以下「国際コンベンション」という。）であること。

⑸　県外からの参加者数が５０人以上のコンベンション（以下「国内コンベンション」という。）であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

⑴　興行及び営利を目的とするもの

⑵　宗教活動又は政治活動を目的とするもの

⑶　国又は地方公共団体が主催するもの

⑷　同一年度内において２回目の申請となるもの

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与するもの

⑹　その他公序良俗に反する等、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会会長（以下「会

長」という。）が適当でないと認めるもの

3　補助金の交付対象となるコンベンションは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

⑴　シャトルバス等運行補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、次のいずれかに該当するものを対象とする。

ア　市内のバス事業者等を利用し，市内で開催されるコンベンション施設，レセプション・懇親会会場及び駅・空港を発着点として，参加者の移動を行うもの

イ　ＪＲ宇都宮駅東側に位置する施設をコンベンション又は懇親会の会場として使用し，当該会場への参加者の移動のため，宇都宮ライトレール株式会社が販売するライトライン一日乗車券を主催者が参加者に提供するもの。ただし，宇都宮駅東口交流拠点施設（ライトキューブ宇都宮）のみを会場として使用する場合を除く。

⑵　エクスカーション補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、参加者が 30 名以上であり、宇都宮市内の１か所以上の観光施設等を訪問し、視察又は体験を行うもので、スケジュールがおおむね半日以上の行程であること。ただし、第１項に規定する補助対象事業に該当せずとも、他都市で開催されるコンベンション前後で実施されるエクスカーション（日帰り含む）は対象とする。

⑶　ケータリング支援補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、ケータリングを利用して開催されるものであり、かつ、別表に掲げる飲食の提供を行うアトラクションを実施すること。

⑷　新型コロナウイルス感染防止対策補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、コンベンションの開催に関連して要した経費であること。

⑸　アトラクション利用補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、市内のコンベンション施設、ホテル等のレセプション・懇親会会場において、本市等の文化、芸術、産業等の地域資源の発信及び魅力の向上に資するアトラクションを実施するものを対象とする。当該アトラクションは、市内に活動拠点を有し、過去に有償での出演実績、公演実績その他一定の実績を有する団体又は個人が実施主体となって行うものを対象とする。ただし、市内に活動拠点を有する団体又は個人が実施するアトラクションに加えて栃木県内の他の市町に活動拠点を有する団体又は個人がアトラクションを同時に実施する場合も補助の対象とすることができる。

なお、同項第３号のケータリング支援補助金の補助対象経費としたアトラクションの実施経費は、アトラクション利用補助金の補助対象経費としない。

⑹　託児サービス利用補助金　第４条第１項に規定する補助対象事業で、市内の託児事業者に依頼し、コンベンションの主催者によって次のいずれかの託児サービスを提供するものを対象とする。ただし、設置経費を賄うため参加者からサービス料を徴取するものを除く。

ア　損害賠償責任保険に加入し、保育士、看護師等の有資格者を配置するとともに、事前に市所管課へ設置相談を行った臨時託児

イ　法令に基づく届出等を行っている一時預かり保育施設を利用して行う一時預かり保育

なお、利用者がなかった場合であっても、主催者があらかじめ託児サービスを提供できる体制を確保したことにより必要経費が発生したときは補助対象とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第６条　第３条第１号の補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、補助対象経費（国、県又は宇都宮市から補助金等金銭の交付を受ける場合は、その額を差し引いた額）の３分の１に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。次項及び第３項において同じ。）、又は同表の右欄に定める額のいずれか低い額を限度とする。

国際コンベンション	国外からの参加者数に５，０００円を乗じて得た額に県外からの参加者数に２，０００円を乗じて得た額を加えた額	５００万円
国内コンベンション	県外からの参加者数に２，０００円を乗じて得た額	３００万円

２　第３条第２号から第７号の補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

シャトルバス等運行補助金	３０万円
エクスカーション補助金	２０万円
ケータリング支援補助金	２０万円
新型コロナウイルス感染防止対策補助金	５万円
アトラクション利用補助金	１０万円
託児サービス利用補助金	５万円

３　前２項に定めるもののほか、補助金を算入することにより、収入が支出を上回る場合には、収支が一致する額を交付額の上限とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コンベンション開催支援補助金交付申請書（様式第１号）に、事業計画書、収支予算書、その他会長が必要と認める書類を添えて、補助金の対象となる事業の開催予定日の３月前までに会長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第８条　会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

２　会長は、前項の規定による交付の決定に当たっては、審査会を設置して審査を行うことができる。

３　会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにコンベンション開催支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更・取下げの申請）

第９条　申請者は、前条の交付決定の通知を受けた後において、コンベンションの開催経費､補助の対象となる参加者数その他のコンベンションの開催内容に著しい変更が生じ、申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は申請を取り下げようとするときは、速やかにコンベンション開催支援補助金変更等承認申請書(様式第３号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

２　会長は､前項の申請の提出があったときは､その内容を審査し､適当と認めたときは、事業変更等承認通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　申請者は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して１月を経過する日又は補助対象事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに、コンベンション開催支援補助金実績報告書兼交付請求書（様式第５号）に実績報告書、収支精算書、参加者報告書、その他会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　会長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第８条第１項の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、コンベンショ

ン開催支援補助金額確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１２条　会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

⑵　補助金を他の用途に使用したとき

⑶　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

⑷　法令若しくはこの要綱に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき

２　会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、申請者に対して期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行し、令和４年４月１日以後に開催されるコンベンションから適用する。

この要綱は、令和６年６月１日から施行し、同日以後に開催されるコンベンションから適用する。

この要綱は、令和８年１０月１日から施行し、同日以後に開催されるコンベンションから適用する。

また，第３条第５号，第４条第３項第４号，第６条第２項の表中新型コロナウイルス感染防止対策補助金の項及び別表第５号の規定は，令和９年３月３１日限り，その効力を失う。

別表（第４条関係）

アトラクション
餃子の実演提供・カクテルの実演提供・専用のコーナーを設けた地酒の提供

別表（第５条関係）

⑴　コンベンション開催支援補助金

経費区分	内　容
会場費	コンベンション会場の借上料、開催打合せに使用する会議室等の借上料、機器・備品使用料など開催に必要となる会場費
印刷製本費	打合せ等会議資料、案内文書、大会プログラムの作成費など開催に必要となる印刷製本費
広告宣伝費	ポスター・チラシ等作成費、新聞・雑誌等への広告掲載など開催に必要となる広告宣伝費
旅費	開催準備のための大会視察旅費、打合せ等会議出席旅費など開催に必要となる旅費
謝金	講師等謝金など開催に必要となる謝金
通信運搬費	大会事務局通信費（電話料金、各種郵送料など）開催に必要となる通信運搬費
委託料	会場設営委託料、催事等委託料、通訳等雇用経費、コンベンション開催に関するホームページ作成費など開催に必要となる委託費
諸経費	その他消耗品、事務用品など開催に必要となる諸経費

⑵　シャトルバス等運行補助金

経費区分	内　容
シャトルバス運行費	参加者を輸送するためのバス借上料などシャトルバス運行に必要となる経費
ライトライン（LRT）一日乗車券購入費	コンベンション参加者の移動のために主催者が購入するライトライン一日乗車券の購入経費 ※飲食その他のサービスが付加された一日乗車券については、乗車に係る費用に相当する額のみを補助対象とする。

⑶　エクスカーション補助金

経費区分	内　容
エクスカーション開催費	参加者の視察や体験等を行うための費用などエクスカーション開催に必要となる経費

⑷　ケータリング支援補助金

経費区分	内　容
ケータリング経費	ケータリング利用費並びに餃子の実演提供、カクテルの実演提供及び専用コーナーを設けた地酒の提供に要する経費

⑸　新型コロナウイルス感染防止対策補助金

経費区分	内　容
コロナ対策費	感染防止対策に要する消耗品や機材の賃借料など開催に必要となる諸経費

⑹　アトラクション利用補助金

経費区分	内　容
アトラクション実施経費	市内のコンベンション施設、ホテル等のレセプション・懇親会会場で実施されるアトラクション実施に必要となる経費 ※ケータリング支援補助金の補助対象経費としたものを除く。

⑺　託児サービス利用補助金

経費区分	内　容
臨時託児所設置経費	室料、保育料、保険料
一時預かり保育利用費	利用料、保険料